

誓 約 書

- 私  
 当法人

は、長崎県と県有財産売買契約を締結するにあたり、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、長崎県が警察当局へ情報提供することに同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）又はその役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等（長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年 9 月 13 日施行）第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）である又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加しているとき
- (2) 法人等又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしているとき
- (3) 法人等又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えているとき
- (4) 法人等又はその役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (5) 法人等又はその役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (6) 法人等又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (7) 法人等又はその役員等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は(6)に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結しているとき
- (8) 法人等又はその役員等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき
- (9) 長崎県との契約に関し、法人等又はその役員等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ長崎県へ報告しないとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団等若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

長崎県知事 様

年 月 日  
住所又は所在地  
氏名又は名称

Ⓜ

※ 法人の場合には、別紙役員一覧を添付。